

第 4 2 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 1月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

別紙書面の各項目に付いて作成された

根拠の開示（業務完了後名古屋市所見の説明した議事録）（以下「本件請求内容①」という。）

A市会議員との打合せ議事録の開示（以下「本件請求内容②」という。）

業務完了後の検査に必要な書類一式（報告書一式）（以下「本件請求内容③」という。）

なお、公開請求に添付されている別紙書面（以下「本件別紙書面」という。）には、特定の工事（以下「本件工事」という。）に伴う家屋調査業務委託（以下「本件業務委託」という。）に関連した、実施機関等による審査請求人への対応の経緯等が記載されている。

- 2 同年 2月 8日、実施機関は、「令和 2年度本件工事に伴う家屋調査業務委託に係る業務計画書、業務記録簿、業務打合せ記録簿、工損事後調査報告書（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書①」という。）、「説明記録簿（上記業務委託完了後）」（以下「本件行政文書②」という。）及び「市議会議員への説明記録簿（上記業務委託に係るもの）」（以下「本件行政文書③」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 3月 2日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①から③（以下「本件各行政文書」という。）の一部を公開しない理由として、次のとおり主張して

いる。

- (1) 本件各行政文書に記載されている特定の個人を識別できる情報のうち氏名、印影、住所、間取り等は通常他人に知られたくないと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。
- (2) 本件各行政文書に記載されている情報のうち発言、損傷状況、所見に関する事柄は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。
- (3) 本件各行政文書には、法人の代表者印の印影情報があり、当該情報が公になった場合、当該法人の事業運営に支障をきたすものと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求人は、本件処分において公開された行政文書が欠落していると主張しているものと解される。

(2) 本件請求内容①でいう業務とは、名古屋市（以下「市」という。）が、本件工事に係る家屋事後調査をコンサルタント（以下「受託業者」という。）へ委託した業務を指すことは、本件別紙書面の記載から明らかである。

したがって、審査請求人は、本件公開請求において、「別紙書面の各項目について作成された根拠」のうち、当該業務委託が完了した後に作成された「名古屋市所見の説明した議事録」の開示を求めているものである。

(3) そこで、公開すべき文書について検討すると、本件別紙書面の項目は、受託業者へ業務委託して以降の審査請求人への対応に係る連続した経緯や事情であって、当該書面に記載された各項目について、必ずしもそれぞれに独立した根拠があるわけではない。

(4) 業務完了後に市が所見を説明した議事録には、直接的に根拠の記載がされているわけではない項目もあった。しかし、業務完了後の令和 3 年 1 月から本件公開請求までの間に、市が家屋調査に係る所見について審査請求人に説明を行った事実はあることから、本件処分において、当該説明に係る全ての説明記録簿を公開（非公開情報を除く。）したものである。したがって、本件処分について、審査請求人が主張するような文書の欠落は存在しない。

- (5) 審査請求人は、自らの求める文書が存在するはずであるのに公開されていないと主張しているが、その根拠は何ら存在しない。
- (6) なお、本件請求内容①について、「業務完了後の市の所見の説明に係る議事録」に限定しない場合、本件業務委託の完了前に受託業者が実施した説明に係る記録簿、受託業者が作成した業務記録簿、弁護士委託契約に係る相談資料等が作成されているが、それらは本件処分又は本件処分に先行して行われた別件処分において、既に審査請求人に対して公開されている。
- (7) また、審査請求人は、本件業務委託の特記仕様書（以下「本件特記仕様書」という。）に記載されている詳細調査に係る確認又は証明書等の根拠資料の開示を求めていると思料されるところ、該当する文書として、費用負担額算定書、建物等事後調査報告書及び受託業者が実施した説明に係る記録簿が作成されているが、本件処分においていずれも審査請求人に対して公開されており、これ以外に本件公開請求に該当する文書は存在しない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件別紙書面の各項目について作成された根拠の開示を求めたが、一部しかない。当該書面は、A市会議員が支援者への説明用として市に請求した文書であるため、根拠があつて作成されたのではないか。その根拠を公開するよう求めたが、公開がないのはなぜか。
- (2) 本件業務委託の完了検査の際に、本件特記仕様書等に対する書類は一部分しか確認できなかった。完了検査はどのように実施されたのか。
本件特記仕様書に対象家屋について詳細調査を行いとある項目について調査を行った確認はどのように行われたのか。完了検査時には、どのような審査を行い、確認したのか、根拠の開示をお願いする。
なぜ仕様書通りにやらないのか。市の処理がどうなっているかと思い、公開請求をした。
- (3) 自分が求めているものとは違うものが出てきた。検査結果、検査の仕方、検査に使った書類、A市会議員が市からもらった文書の根拠の公開を求め

たが、出てきていない。

本件公開請求について、なぜ請求通りの公開ができないのか理由の説明を求める。本件各行政文書を受け取る際に、事前に日時を連絡し、説明をお願いしたが、受け取る当日、説明をされなかった。納得のいく説明を求める。

- (4) 本件各行政文書を見ると、内容は市の都合の良い事である。また、本件行政文書②について、私は一切存在を知らない。ねつ造ではないか。

実施機関は、確認の根拠資料として費用負担額算定書等を適切に公開していると主張するが、当該文書は誰がどのように作成したのか、私は一切知らない。本件処分により当該文書の存在を知った。当該文書は本件処分のためにねつ造されたのではないか。

- (5) 本件別紙書面について、納得ができない点は以下のとおりである。

ア 市と受託業者が審査請求人に対して説明を行った日時、場所及び経年劣化の説明をするための資料の提示を求める。

イ 受託業者の調査については、説明を受け、確認書に署名を求められ捺印を行ったが、その他に何の請求もなかった。市は、本件特記仕様書をどのように考えているのか。

ウ 市が審査請求人に対して行った説明について、第三者に説明の状況が分かるような文書にしてほしい。

エ 弁護士への相談に関して、市の判断を提示してほしい。また、ねつ造されていないか確認するため、弁護士が確認した報告書の内容を提示してほしい。また、判断は誰が行い、どのような説明内容か、具体的に提示してほしい。

オ 事前事後の調査により説明が足りているという判断はどのような内容で誰が判断したのか、具体的に提示してほしい。

事後調査の説明がない。実際にはどのような処理をしたのか、その文書を公開してほしい。事後調査の対象とすべきものが抜けている。事後調査をきちんと行い、説明をして、結果の処理をきちんとしてほしい。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件各行政文書のみを特定して行った本件処分の妥当性が争

点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求の前提となる事実について

(1) 本件業務委託について

平成24年11月から令和2年8月に行われた本件工事の完了に伴い、当該工事による周辺家屋への被害状況の有無を確認するための家屋調査を行い、家屋の損傷について当該工事との因果関係が認められた場合は、修復費用負担額の算定及び説明を行うものである。本件業務委託では、審査請求人の所有家屋を含む複数の家屋が対象となっていた。

令和2年6月18日に受託業者との契約を締結し、当該業務委託の完了に伴い、同年12月28日に契約を満了している。

(2) 本件審査請求に関して認められた事実について

ア 令和2年9月から12月の間に、受託業者は、審査請求人の所有家屋に対して家屋調査を行い、実施機関同席のもと、審査請求人に対して当該調査結果の説明を行った。

イ 本件業務委託が令和2年12月に契約満了した後は、実施機関が、審査請求人に対して家屋調査の結果の説明を行った。

ウ 令和3年9月に実施機関は本件業務委託に関連して、弁護士に相談を行った。

エ 令和3年11月以降、実施機関は、本件業務委託に関連する審査請求人への対応について、本件別紙書面を作成し、A市議員に対して説明を行った。

(3) 本件各行政文書について

ア 本件行政文書①について

本件業務委託の完了を確認するために必要な報告書類一式であり、令和 2年12月に受託業者が作成し、市に提出したものである。当該文書は、当該業務委託の当初の計画内容や変更した計画内容が記載されている「業務計画書」、受託業者が行った業務内容が日ごとに記録されている「業務記録簿」、市と受託業者が行った打合せの内容が記録されている「業務打合せ記録簿」、調査の対象家屋ごとに当該調査の記録や結果がまとめられている「工損事後調査報告書」で構成されている。

さらに、「工損事後調査報告書」には、調査概要や調査結果、調査結果の説明の記録、家屋図面、費用負担額の算定書等が含まれている。

イ 本件行政文書②について

上記(2)イにおいて、令和 3年 2月 3日から 9月 7日の間に実施機関が審査請求人に対して行った家屋調査の結果の説明の記録である。

ウ 本件行政文書③について

上記(2)エにおいて、令和 3年11月 4日から令和 5年 1月18日の間に実施機関がA市会議員に対して行った説明の記録である。

4 本件処分の妥当性について

(1) 請求内容①について

ア 請求内容①は、実施機関が本件別紙書面を作成するにあたって根拠とした文書を求めたものであると解される。

イ 実施機関は、上記第 3の 2(2)のとおり、請求内容①のかっこ内の記載から、請求内容①は、本件業務委託に関連する文書のうち「当該業務委託が完了した後に作成された、市の職員が審査請求人に対して家屋調査の所見を説明した際の記録」であると解釈し、請求内容①に該当する文書として本件行政文書②を特定したと主張している。

ウ しかしながら、本件別紙書面には本件業務委託の概要や実施機関及び受託業者が審査請求人に対して行った説明等の対応内容、実施機関が弁護士に相談した経緯等が記載されていることから、請求内容①のかっこ内の記載は公開を求める文書の一例であり、その他に本件別紙書面の作成根拠となる文書も公開を求めていると解釈することも可能である。

エ 仮に請求内容①のかっこ内の記載は例示であると解釈した場合、本件業務委託の業務計画書や記録簿、報告書等が想定されるが、これらの文書は、本件行政文書①及び②に含まれている又は審査請求人からの別の

公開請求に対して一部公開決定を行っていることが確認できた。

オ 実施機関によると、本件公開請求を受け付ける際に、審査請求人に対して「本件公開請求は、過去に一部公開決定の対象となっている文書以外の文書を請求するものである」旨の確認を行い、該当する文書が本件行政文書②のみであったことから、公開請求書に請求内容①のかっこ内のように記載してもらい、上記イのとおり解釈しているとのことであった。

カ また、審査請求人からも、過去に一部公開決定が行われている行政文書に対して再度決定を求める旨の主張はなかった。

キ 上記エからカの状況を踏まえると、実施機関が請求内容①をかっこ内に記載されている文書に限定して解釈し、該当する文書として本件行政文書②のみを特定したことは、不合理であるとまでは認められない。

(2) 請求内容②について

ア 請求内容②は、本件業務委託に関連して、実施機関がA市議員に説明を行った際の記録を求めたものであると解される。

イ 実施機関は、請求内容②に該当する文書として、本件行政文書③を特定している。

ウ 本件行政文書③は、上記3(3)ウのとおり、実施機関がA市議員に対して行った説明の記録であり、請求内容②と文言上の不一致は見受けられない。

エ また、審査請求人は、請求内容②に関して、不足している文書を具体的に示しているわけではなく、他に対象となる行政文書の存在をうかがわせる事情も認められなかった。

オ したがって、実施機関が、請求内容②に該当する文書として本件行政文書③のみを特定したことは、不合理ではないと認められる。

(3) 請求内容③について

ア 請求内容③は、本件業務委託に関して、委託した業務の完了確認の検査に必要な報告書一式であると解される。

イ 実施機関は、請求内容③に該当する文書として、本件行政文書①を特定している。

ウ 本件特記仕様書によると、本件業務委託の目的は、以下のとおりである。

(ア) 対象家屋について詳細調査を行い、事前家屋調査結果等を基に、被害発生の有無を確認し、被害を確定する。

(イ) 詳細調査結果に基づき、被害に対する復旧方法の検討を行い、復旧に係る費用を算定する。

(ウ) 市提供資料を基に、家屋被害と工事の因果関係を究明する。

(エ) 対象家屋の所有者に対して、調査結果及び補償費の説明等を行い、被害に対する補償費を確定するための資料を作成する。

エ 上記ウの本件業務委託の目的に鑑みると、当該業務委託の完了を確認するために必要な文書として、家屋調査の結果の報告書、家屋の復旧に係る費用の算定書、受託業者が家屋の所有者に対して説明を行った記録が想定されるが、上記 3(3) アのとおり、それらの文書は本件行政文書①に含まれている。

オ 審査請求人は、請求内容③に関して、上記第 4の 2(2) のとおり、本件特記仕様書に対する文書が不足しており、本件業務委託の完了検査に必要な文書の公開を求める旨主張しているが、上記ウ及びエを踏まえると、本件行政文書①以外には該当する文書を取得又は作成していないとする実施機関の主張に不自然な点はなく、他に対象となる行政文書の存在をうかがわせる事情も認められなかった。

カ また、実施機関は、本件行政文書①のうち工損事後調査報告書については、審査請求人の所有家屋に係る報告書のみを特定し、審査請求人以外の者の所有家屋に係る報告書は本件処分の対象としていない。

キ この点について、公開請求書の記載から本件公開請求が本件別紙書面を前提としているものであると解されること及び本件別紙書面の内容が審査請求人の所有家屋に関するものであることに鑑みると、審査請求人以外の者の所有家屋に係る報告書は本件公開請求の対象とはならないと実施機関が解釈したことは、不合理であるとまではいえない。

ク したがって、実施機関が請求内容③に該当する文書として本件行政文書①のみを特定したことは、不合理ではないと認められる。

(4) 以上のことから、実施機関が、本件公開請求に対して本件各行政文書を特定したことは、不合理ではないと認められる。

5 審査請求人は、本件業務委託の家屋調査の実施方法や当該調査結果及び実施機関等による当該調査結果の説明に関して種々主張しているが、当審査会は、行政文書公開請求に対する公開決定等の処分に係る審査請求について調査審議を行い、当該処分の妥当性について判断するものである。

実施機関が本件各行政文書を特定したうえで本件処分を行い、その他に本件公開請求の対象となる行政文書が存在しないと主張していることの妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、本件業務委託の実施方法等に係る審査請求人の主張は、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 3月 9日	諮問書を受理
4月18日	弁明書の写しを受理
5月25日	反論意見書を受理
12月15日 (第52回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第52回第 3小委員会)	調査審議
令和 6年 1月19日 (第53回第 3小委員会)	調査審議
2月16日 (第54回第 3小委員会)	調査審議
2月27日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人